

平成30(2018)年度

大学院

東洋大学 自己点検・評価(専攻フォーム)

部門名 : 法学研究科 私法学専攻

(1)理念・目的

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|---|---|--------------------------|---|----|---|------|
| 1)大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。 | ○研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と研究科の目的の連関性 | ※1 研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。 2 研究科、専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。 3 研究科、専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。 4 研究科、専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。 | ・「研究科規程」 | 各専攻、課程において、「教育研究上の目的」を、各研究科の研究科規程に適切に定めている。 | | ※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各学部・学科の現状には大きな問題がないことと、第3期認証評価の評価項目を踏まえ、点検評価項目の見直しを図ったが、この項目における影響はないと判断し、毎年の自己点検・評価は実施しないこととする。(平成29年9月14日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。 | |
| 2)大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。 | ○研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、研究科・専攻の目的等の周知及び公表 | 5 教職員・学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 6 研究科、専攻の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。 7 受験生を含む社会一般が、研究科・専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・「大学院要覧」 ・ホームページ | 各専攻・課程において、「教育研究上の目的」を、「大学院要覧」及びホームページにて公表している。 | | | |
| 3)大学の理念・目的、各研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。 | ○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 | 8 大学の理念・目的を踏まえ、各専攻における目的等を実現していくため、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。 9 研究科・専攻の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。 | ・大学院中長期計画書 ・その他() | 平成29年度より全学的な方針の下、各専攻の中長期計画を策定し、平成35年度までの到達目標とその計画を明確に定めている。 また、学長施策である「教育活動改革支援予算」により、理念目的の実現に向けた教育プログラムの企画と実行を進めている。 | | | |
| 4)大学・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。 | ○教育組織としての適切な検証体制の構築 | 10 研究科・専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。 11 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。 | ・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録 | ワーキンググループにおいて、各専攻内における学生の進路などを踏まえ定期的に議論を行い、ある程度議論がまとまった段階で、研究科委員会で報告を行った後、適宜必要に応じて研究科委員会で審議を行っている。 | S | 特に必要なし | |
| | | | ・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録 | 理念・目的の適切性検証に関し、全体については研究科長が、専攻については専攻長が責任を負い、適宜ワーキンググループを開催し、その結果を委員会で議論することにより、組織的かつ継続的に理念・目的等の妥当性の検証を行っている。 コースについては、責任主体としてコース長を定め、同様の検証を行っている。 | A | 特に必要なし | |

(4)教育課程・学習成果

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|---|---|--|--|----|--------|------|
| 1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。 | ○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表 | 12 教育目標を明示しているか。 | ・「研究科規程」 | 各研究科・専攻において、「教育研究上の目的」を研究科規程に適切に定めている。 | | ※1と同様 | |
| | | 13 ディプロマ・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。 | ・「研究科規程」 ・大学院要覧 ・ホームページ | 各研究科・専攻において、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。 | | | |
| | | 14 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。 | ・大学院要覧 ・シラバス ・ディプロマポリシー | 私法学専攻博士前期課程では、高度な実践的法学教育により、専門的私法学の素養を身に付けた専門的職業人を養成を目標としており、自ら法的問題を抽出し、それを論理的に解決できる能力を身につけたうえで、所定の年限・単位数等を満たし、修士学位論文または特定の課題についての研究の成果(特定課題研究論文)の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士の学位を授与するというディプロマ・ポリシーを設定している。 博士後期課程では、私法学における高度の研究能力をもち、当該分野の学界において通用する研究者を養成することを目的とし、高度な法律研究職、法律専門職に従事するための高度で独創的研究能力、高度な論文作成能力等を身につけたうえで、所定の年限を満たし、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、博士の学位を授与するというディプロマ・ポリシーを設定している。 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しており、ホームページなどで明示されて | S | 特に必要なし | |
| | | 15 ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。 | | | | | |
| 2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。 | ○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 | 16 カリキュラム・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。 | ・「研究科規程」 ・大学院要覧 ・ホームページ | 各研究科・専攻において、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。 | | ※1と同様 | |
| | | 17 カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、専攻のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。 | ・大学院要覧 ・ホームページ | カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、専攻のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針を示している。 | S | | |
| | ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性 | 18 カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。 | ・大学院要覧 ・ホームページ | 前述の教育目標、ディプロマ・ポリシーの達成のために、博士前期課程では、「授業科目(コースワーク)」と「研究指導(リサーチワーク)」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成し、研究能力、またはこれに加えて高度な専門職を目指す者がその職務を遂行する能力を涵養し、専門知識を修得することを目指し、私法学の体系に従った科目を配置し、また、学習成果については客観的及び厳格性を確保しつつ種々の要素・方法により評価するというカリキュラム・ポリシーを設定している。 博士後期課程については、前述の教育目標、ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目(コースワーク)」と「研究指導(リサーチワーク)」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、独創的な研究テーマに対応することのできる科目配置を行い、研究者として自立して持続的に研究活動を行い、独創的な研究成果を上げることができるようにするために、またその他の専門職に従事するに必要な高度な研究能力等を涵養するための教員を行い、学修成果については、客観性及び厳格性を確保しつつ、種々の要素・方法により評価するというカリキュラム・ポリシーを設定している。 このようにカリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合している。 | S | 特に必要なし | |
| | | | | | | | |
| 3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 | ○各研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 <修士課程、博士課程>コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 | 19 教育課程は、あらかじめ学生に提示してある研究科・専攻の研究指導計画を考慮して、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせるほか、授業科目の順次性に配慮して、バランスよく各年次に体系的に配置されているか。 | ・大学院要覧 ・シラバス ・時間割 | ・主要な授業科目は開講されており、休講継続科目的廃止の如何等についても毎年検討している。また、指導場所、時間等が明示された上で、講義科目及び研究指導が適正に配置されている。 ・カリキュラム・ポリシーに則り、法学教育の特性に応じた教育内容を提供し、学生に期待する学習成果の修得につなげている。 ・博士前期課程については、2年間で30単位以上を修得した上で、主指導教員による研究指導の下で修士論文を作成することになる。法学研究科は現在通年制を採用しており、各科目4単位であり、終了までは8科目以上を履修することになるが、研究をしながら無理なく履修できる範囲内で設定されている。 ・博士後期課程については、主指導教員の「研究指導」を毎年度必ず履修することとしており、研究上必要な指導を毎年受けることになっている。 | | 特に必要なし | |
| | | 20 各授業科目の単位数及び時間数は、大学院設置基準及び大学院学則に則り適切に設定されているか。 | | | | | |
| | | 21 カリキュラム・ポリシーに則り、専門分野の特性に応じた教育内容を提供し、学生に期待する学習成果の修得に繋げているか。 | | | | | |
| | ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施 | 22 研究科・専攻の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るための、キャリア教育等必要な教育及び支援を行っているか。 また、教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか(対応する資格等がある場合)。 | ・「研究科規程」 ・大学院要覧 ・委員会議事録 ・時間割 ・シラバス | ・法学研究科・私法学専攻の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るための、キャリア教育等必要な教育及び支援を行っている。 具体的には、司法書士コース、社労士コース路設置し、実務家を講師とした科目を設置するなど、必要な教育および支援を行っている。 ・教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っている。 | S | 特に必要なし | |
| | | 23 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、研究科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。 | ・「研究科規程」 ・大学院要覧 ・委員会議事録 ・時間割 ・シラバス | ・学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、研究科内の学生への指導体制は適切である。 ・研究指導体制、支援体制について、全ての院生が指導教員を定め、その指導のもとで適切なアドバイスを受けながら、履修・研究体制を構築し、指導教員による研究指導を受けながら、講義・演習も受講する体制となっている。このように院生が履修する各講義・演習について指導教員が把握し、支援を行っている。また、修士論文については副指導教員を定め、主指導教員と連携しながら指導している。 ・学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能している。 | S | | |

(4) 教育課程・学習成果

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|--|--|-------------------------------------|---|----|---------|------|
| 4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置 ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等) ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 <ul style="list-style-type: none"> <修士課程、博士課程> ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施 | 24 シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。 | ・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料、点検結果報告書 | シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各研究科による全科目のシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。 | | ※1と同様 | |
| | | 25 授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。 | | | | | |
| | | 26 研究指導計画を立案し、学生に予め明示したうえで、その計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。★ | ・研究指導計画 ・シラバス | 各教員が研究指導計画をシラバス等に示し、それに基づき院生の指導を行い、演習などで適宜報告をさせ、指導を行っている。また、研究科全体の研究計画も作成し、修士論文および博士論文の中間報告会を行い、研究科全体としても計画に基づいた指導が行われているか、チェックしている。 | S | 特になし。 | |
| | | 27 学生の主体的な学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、専攻が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。 | ・大学院要覧 ・シラバス ・修士論文 | 講義科目の運営は各教員の判断に任せられているが、受講生の人数が各科目少數であることもあり、講義科目においても学生が主体的に参加しながら、講義が進められることが本研究科では少なくない。とりわけ、論文作成のための研究指導においては、必然的に学生が主体的に課題に取り組んでいる。また、毎年、学生に期待する学習成果の修得につなげるべく指導が行われている。 今後は、院生の主体的な関与のもとで国内外の大学院などとも交流をはかることを検討していく。 | S | 特になし。 | |
| | | 28 カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。 | ・大学院要覧 ・時間割 ・シラバス ・委員会議事録 | カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられている。 | S | 特になし。 | |
| | | | | | | | |
| 5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客觀性、厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ○学位授与を適切に行うための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 ・学位審査及び修了認定の客觀性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 | 29 シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。 | | シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各研究科によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。 また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。 | | ※1と同様 | |
| | | 30 他大学の大学院の単位認定を、適切な手続きに従って、合計10単位以下で行っているか。 | ・東洋大学院学則 | 大学院学則において10単位まで認定できることを定めており、各研究科委員会で審議の上で単位認定を行っている。 | | | |
| | | 31 成績評価の客觀性、厳格性を担保するための措置を取っているか。 | ・シラバス ・シラバス作成要綱 ・大学院採点登録マニュアル | ・シラバス作成要領にもとづきシラバスを作成し、成績評価に関しても、全学方針に基づいた基準をシラバスに示している。成績評価に当たっては各教員がそれをもとに行っている。その適切性については、毎年研究科全体で行っているシラバスチェックの際に確認している。 | A | 特に必要なし。 | |
| | | 32 修了要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。 | ・大学院要覧 | 各専攻、課程において、修了要件を「大学院要覧」に明示している。 | | ※1と同様 | |
| | | 33 学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。★ | ・大学院要覧 | ディプロマ・ポリシーに加え、修士論文・博士論文ともに論文審査基準を学生に周知している。 | S | 特に必要なし。 | |
| | | 34 ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。 | | ・両者は整合しており、博士論文の審査および修士論文の審査も私法学専攻委員会で行っている。 ・主指導教員と副指導教員が指導を行った論文について、修士論文については私法学専攻の委員会で審査を行い、また、博士論文については、予備審査を行ったうえで、本審査においては、論文のテーマに応じて、適宜、学外から副査員を依頼して審査を行い、学位授与を行っている。 | | | |
| | | 35 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。 | ・大学院要覧 ・審査報告書 ・修士論文 ・博士論文 | ・学位審査基準及び手続きについては基準をホームページ等で示し、その基準により厳正に審査を行っている。 | S | 特に必要なし。 | |

(4) 教育課程・学習成果

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および 判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|--|---|--|--|----|--|--------|
| 6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 ○学習成果を把握及び評価するための方法の開発 <<学習成果の測定方法例>> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・テスト ・ループリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・修了生、就職先への意見聴取 | 36 専攻として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート集計 ・委員会議事録 | <p>毎年度1回在籍生に対するアンケートを実施しているほか、学位授与式当日に修了生に対するアンケートも行っている。そのほか、12月に研究科長及び各専攻長が面談を希望する学生と大学院生活全般にわたり意見交換を行っている。これらの結果については、研究科委員会において全ての教員に公表・議論し、翌年度以降の改善に生かしている。</p> | A | 特に必要なし。 | |
| | | 37 学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、修了時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。 | | | | | |
| 7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 <ul style="list-style-type: none"> ・学習成果の測定結果の適切な活用(→前項でまとめて確認) ○点検・評価結果に基づく改善・向上 | 38 カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録 | <p>各専攻の問題に限定せずに研究科全体の問題として、研究科長等研究科執行部を含むワーキング・グループで、適宜問題点の検証を行っている。また、ワーキング・グループでの検討内容については、適宜、研究科委員会において報告が行われており、さらに必要に応じて委員会で審議を行っており、その意味で、責任主体等を明確にしたうえで、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげている。これらの改善の結果については、各委員が自らの教育に反映させているほか、必要に応じて委員会内で議論を行っている。</p> | A | 特に必要なし。 | 2019年度 |
| | | 39 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。 | | | | | |
| | | 40 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。 | | | | | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会議事録 ・委員会資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・全学のFD方針に基づき、研究科内でもFD研修会を実施している。 ・全学及び学外のFD研修会等については、適宜委員会内で周知している。 ・博士後期課程の学生の就職支援とあわせ、模擬講義講習会を行い、それを活用して、教員間においても授業での工夫、改善に向けて情報交換を行っている。 ・授業の相互聴講を行い、そこでの意見をまとめ授業改善につなげている。 ・研究科長・専攻長で学生の個別面談を行い、授業内容等について学生の要望を取りまとめ、カリキュラムの運用に活かしている。 | A | 今後は、高等教育推進センターの広報紙の内容について、委員会内で必要に応じて紹介議論を行っていく。 | |

(5)学生の受け入れ

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|--|---|-----------------------------------|--|----|--|-----------------------|
| 1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。 | ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法 | 41 アドミッション・ポリシーを設定しているか。 | ・ホームページ | 各研究科、専攻において、アドミッション・ポリシーを定めている。 | S | ※1と同様 | |
| | | 42 アドミッションポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。 | ・大学院要覧 | アドミッションポリシーにおいて、私法学専攻の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準を明らかにしている。 | | 特に必要なし。 | |
| | | 43 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・ホームページ | 全研究科・全専攻において、大学ホームページにて公表している。 | S | ※1と同様 | |
| 2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集方法及び入学者選抜制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。 | ○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学者選抜の実施 | 44 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。 | ・入学試験要項 ・ホームページ ・大学院要覧 | ・入試要項、ホームページなどで明示しているほか、入試相談会において、個別に説明をしている。 ・私法学専攻では、アドミッションポリシーに従って適切に入試方式等を設定している。 | S | 特に必要なし。 | |
| | | 45 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。 | | | | | |
| | | 46 一般入試、推薦入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。 | ・大学院入学試験 実施本部体制 ・出題依頼 ・出向依頼 | ・入試実施において、本部長を学長、実施日責任者を研究科長とした入試実施本部体制を整備し入学試験を実施している。また、入試判定については、研究科委員会において審議・承認を得ている。 ・出題者、試験監督、面接担当者については、適切に議論し、決定している。 ・出題依頼、出向依頼に責任者を明記している。 | S | 特に必要なし。 | |
| | | 47 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。また責任所在を明確にしているか。 | | | | | |
| | | 48 入学者選抜を行ううえで、障がいのある受験生に対し、障がいのない学生と公正に判定するための機会を提供しているか。 | ・入学試験要項 ・ホームページ | 大学院入学試験要項において、受験生に対して受験上の配慮について明記しており、障がい学生の受け入れ態勢を整えている。また、障がい学生への支援については、基本方針(2017.4.1)並びにガイドライン(2018.4.1)を制定(ホームページで公表)し、全学的に取り組んでいる。 | S | 特に必要なし。 | |
| | | 49 研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50～2.00、博士後期(博士)課程で0.33～2.00の範囲となっているか。★ | ・委員会資料 ・委員会議事録 | 私法学専攻 修士 5/20=0.25 博士 2/15=0.133 ・私法学においては、博士前期課程入学者が定員を満たさない年があることから、内部志望者向けの案内を教授会で周知し、各教員に学生への案内を依頼している。また、本学を希望する留学生も少なくないことから、入学試験や修士論文執筆について、議論を進めている。 ・博士後期課程については、研究科全体の問題として検討をしている。 | B | 博士前期課程、後期課程とも、定員充足に必要な方策につき、ワーキンググループ及び研究科委員会において議論を進める。 | 2021年度入試に向けた議論を進めている。 |
| 3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。 | ○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 <修士課程、博士課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率 | 50 部局化された大学院研究科(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90～1.25の範囲となっているか。★ ※学際・融合研究科 | | | | | |
| | | 51 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。 | | | | | |
| | | 52 入試の結果を振り返り、アドミッション・ポリシーの適切性を検証し、必要に応じて改善(アドミッション・ポリシーの見直し、入試方式の変更、定員管理への反映等)を行っているか。 | ・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録 | ワーキンググループにおいて、収容定員に対する在籍学生数比率を踏まえ、アドミッション・ポリシーにも続く学生募集および入学者選抜が行われているか、その適切性を検証し、改善に努めている。具体的には、入試科目の検討や、各コースのあり方などについて検討している。また、ワーキング・グループでの検討内容については、適宜、研究科委員会において報告が行われており、さらに必要に応じて委員会で審議を行っている。 さらに、入試の結果を踏まえ、アドミッション・ポリシーについても検討を行っている。 | A | 特に必要なし。 | |
| 4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | ○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 | 53 学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。 | ・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録 | ・学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設していないが、ワーキンググループ及び研究科委員会においてその適切性と公平性についての検証を行っている。 ・学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、執行部、ワーキンググループ及び研究科委員会において検証し、改善につなげている。具体的には、入試時間、科目等のあり方について検討を行い、その検討の結果、2020年入試からは、入試科目及び入試時間を変更し、口頭試問のあり方についても委員会内で議論し、認識を共有した。 | A | 特に必要なし。 | |
| | | 54 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。 | | | | | |

(6)教員・教員組織

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 | |
|---|---|---|--|---|--------|---|---|---------|
| 1)大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。 | ○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示 | 55 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。 56 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。 57 研究科・専攻の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。 58 研究科・専攻の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。 59 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。 | ・「大学院教員資格審査規程」 ・なし | 全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。 研究科内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。 | / | ※1と同様 | | |
| 2)教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。 | ○大学全体及び研究科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 | 60 大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。 61 研究指導教員の2/3は教授となっているか。 62 研究科・専攻として、~30、31~40、41~50、51~60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。 63 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。 64 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。 65 研究科の科目担当及び研究指導担当の資格が明確化されているか。 | ・私法学会設置申請書 ・大学院設置基準 ・大学院要覧 ・私法学会設置申請書 ・大学院設置基準 ・大学院要覧 ・なし | ・大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足している。 ・研究指導教員の2/3は教授となっている。 ・大学院を担当できる教員は必要なキャリアと実績を積んだ者である必要があり、現在、40歳未満の教員はいない。それ以外の年代の比率は偏りはない。 教員組織の編成方針に則って教員組織が編成されている。 専任・非常勤を問わず、資格審査委員会及び教授会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。 | A S | とりわけ、各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされ特に必要なし。 特に必要なし。 | 2019年度中 | |
| 3)教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。 | ○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施 | 66 教員の募集・採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。 67 教員の募集・採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。 | ・なし | 原則は基礎となる学部所属となるため、採用・昇格に関しては、研究科独自では実施していない。 | / | ※1と同様 | | |
| 4)ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。 | ○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用 | 68 研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。 69 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。 70 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を効果的に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。 | ・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料 ・大学ホームページ ・東洋法学 | 高等教育推進センター主催による新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、平成28年度より「教員活動評価」制度を導入し、教員の教育・研究活動を中心とした自己点検・評価を実施している。 公表されている研究活動を大学ホームページでの確認、東洋法学での一年分の業績表を毎年確認し、大学院担当者の選任、担当科目の新設などにつなげている。 | / | B | 院独自での業績評価の仕組みと活用を、どうするかは今後の課題とし、ワーキンググループ、研究科委員会で検討していく。 特に必要なし。 | 2019年度中 |
| 5)教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | ○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 | 71 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。 | ・委員会議事録 ・大学院教員資格審査規定 | 教員組織については、新規委員の審査および各年度の科目担当者について委員会会議で議論・検証しており、その手続についても明示されている。 | / | A | 特に必要なし。 | |

(11)その他

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|--------------------------------------|---------------|----|---------------------------|-----------------------------------|--|----|---------|------|
| 1)大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。 | 哲学教育 | 72 | 教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。 | ・大学院要覧 ・各修士論文等 | 「哲学」を科目名に明示する科目はおいていないが、個別実定法に係る各科目において、単に制度の解説等が行われているわけではなく、制度の背景にある「哲学」について、教育・研究が行われていることから、十分に哲学教育を推進していると理解している。 | S | 特に必要なし。 | |
| | 国際化 | 73 | 教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。 | ・大学院要覧 ・時間割 ・シラバス | ・2017年度より短期研究者招聘制度を利用し、外国人研究者を招聘し、大学院生向けに授業・研究講演会を開催している。 ・2016年、2017年はDAAD(ドイツ学術交流会)の外国研究制度で来日した教員の受け入れを行い、大学院生向けの講演を行った。 ・2017年度よりネイティブ教員による外国語による授業([Legal & political English])を、新科目として公法私法合併科目として前期課程に置き、多くの学生が受講している。また、多くの法分野において比較法が重要な意味をもつため、演習科目を中心に外国書の原書講読を行う科目も多い。 | S | 特に必要なし。 | |
| | キャリア教育 | 74 | 教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。 | ・シラバス ・修士論文 ・博士課程中間報告会開催案内等 | ・授業内で修了後のキャリアを意識した教育を行っている。 ・研究者志望の学生のために、研究科全体として模擬授業を行っている。 | A | 特に必要なし。 | |
| 2)研究科・専攻独自の評価項目① | (独自に設定してください) | 75 | (独自に設定してください) | | | | | |
| 3)研究科・専攻独自の評価項目② | (独自に設定してください) | 76 | (独自に設定してください) | | | | | |
| 4)研究科・専攻独自の評価項目③ | (独自に設定してください) | 77 | (独自に設定してください) | | | | | |

平成30(2018)年度

大学院

東洋大学 自己点検・評価(専攻フォーム)

部門名 : 法学研究科 公法学専攻

(1)理念・目的

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|---|--|--|---|----|--|------|
| 1)大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。 | ○研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と研究科の目的の連関性 | ※1 研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。 2 研究科、専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。 3 研究科、専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、を目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。 4 研究科、専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。 | ・「研究科規程」 | 各専攻、課程において、「教育研究上の目的」を、各研究科の研究科規程に適切に定めている。 | | ※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各学部・学科の現状には大きな問題がないことと、第3期認証評価の評価項目を踏まえ、点検評価項目の見直しを図ったが、この項目における影響はない判断し、毎年の自己点検・評価は実施しないこととする。(平成29年9月14日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。 | |
| 2)大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。 | ○研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、研究科・専攻の目的等の周知及び公表 | 5 教職員・学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 6 研究科、専攻の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。 7 受験生を含む社会一般が、研究科・専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・「大学院要覧」 ・ホームページ | 各専攻・課程において、「教育研究上の目的」を、「大学院要覧」及びホームページにて公表している。 | | | |
| 3)大学の理念・目的、各研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。 | ○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 | 8 大学の理念・目的を踏まえ、各専攻における目的等を実現していくため、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。 9 研究科・専攻の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。 | ・大学院中長期計画書 ・その他() | 平成29年度より全学的な方針の下、各専攻の中長期計画を策定し、平成35年度までの到達目標とその計画を明確に定めている。 また、学長施策である「教育活動改革支援予算」により、理念目的の実現に向けた教育プログラムの企画と実行を進めている。 | | | |
| 4)大学・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。 | ○教育組織としての適切な検証体制の構築 | 10 研究科・専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。 11 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。 | ・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録 ・大学院中長期計画書 ・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録 ・大学院中長期計画書 ・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録 | ワーキンググループにおいて、各専攻内における学生の進路などを踏まえ定期的に議論を行い、ある程度議論がまとまった段階で、研究科委員会で報告を行った後、適宜必要に応じて研究科委員会で審議を行っている。 専攻については、専攻長が、組織的かつ継続的に理念・目的等の妥当性の検証を行っている。また、コースを設け、コース長を定めるなどし、組織的かつ継続的に理念・目的等の妥当性の検証を行っている。 | S | 特になし。 | |
| | | | | | A | 特になし。 | |

(4)教育課程・学習成果

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|---|---|--|---|----|----------------|------|
| 1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。 | ○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表 | 12 教育目標を明示しているか。 | ・「研究科規程」 | 各研究科・専攻において、「教育研究上の目的」を研究科規程に適切に定めている。 | | ※1と同様 特になし。 | |
| | | 13 ディプロマ・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。 | ・「研究科規程」 ・大学院要覧 ・ホームページ | 各研究科・専攻において、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。 | | | |
| | | 14 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。 | ・大学院要覧 ・シラバス ・ディプロマポリシー | 高度な実践的法学教育による、専門的公法学の素養を身に付けた専門的職業人を養成及び、時代の求め公法学の知識を備えた専門的職業人として再び社会に送り出すという目的に対し、前期課程においては、資料、情報の収集能力、そうした情報の分析能力、合理的な解決策を導く能力、法的問題点についての合理的な解決策を論理的に説明できる資質や能力を修得した者、また、後期課程においては、高度な法律研究職、法律専門職に従事するための高度で独創的な研究能力、高度な論文作成能力等を身につけたうえで、所定の年限を満たし、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、学位を授与する。 以上のとおり、両者は整合しており、ディプロマポリシーに修得すべき学習目標は明示されている。 | S | | |
| | | 15 ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。 | | | | | |
| 2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。 | ○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 | 16 カリキュラム・ポリシーを設定し、かつ公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。 | ・「研究科規程」 ・大学院要覧 ・ホームページ | 各研究科・専攻において、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページにて公表している。 | | ※1と同様 特になし。 | |
| | | 17 カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、専攻のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。 | ・大学院要覧 ・ホームページ | カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、専攻のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針を示している。 | S | | |
| | | 18 カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。 | ・大学院要覧 ・ホームページ | 上記「14」に示した教育目標とディプロマポリシーに対し、前期課程においては、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、公法学専攻分野における研究能力、またはこれに加えて高度な専門職を目指す者がその職務を遂行する能力を涵養し、専門知識を修得することを目指し、公法学の体系に従った科目を配置し、少人数の演習形式において、法理論的思考を教授する。研究指導は、主指導教授・副指導教授二名の指導教員による論文作成への支援を行う。また、後期課程においては、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、独創的な研究テーマに対応することのできる科目配置を行い、研究者として自立して持続的に研究活動を行い独創的な研究成果を上げることができるようするために、またその他の専門職に従事するのに必要な高度な研究能力等を涵養するための教授を行う。研究指導は、複数の研究指導担当教員によって、博士論文作成を主眼とした指導をする。 以上のとおり、カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマポリシーと整合している。 | S | 特になし。 | |
| 3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 | ○各研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 <修士課程、博士課程>コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 | 19 教育課程は、あらかじめ学生に提示してある研究科・専攻の研究指導計画を考慮して、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせるほか、授業科目の順次性に配慮して、バランスよく各年次に体系的に配置されているか。 | ・大学院要覧 ・シラバス ・時間割 | ・主要な授業科目は開講されており、休講継続科目の廃止の如何等についても毎年検討している。また、指導場所、時間等が明示された上で、講義科目及び研究指導が適正に配置されている。 ・カリキュラム・ポリシーに則り、法学教育の特性に応じた教育内容を提供し、学生に期待する学習成果の修得につなげている。 | | S 特になし。 | |
| | | 20 各授業科目の単位数及び時間数は、大学院設置基準及び大学院学則に則り適切に設定されているか。 | | | | | |
| | | 21 カリキュラム・ポリシーに則り、専門分野の特性に応じた教育内容を提供し、学生に期待する学習成果の修得に繋げているか。 | | | | | |
| | ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施 | 22 研究科・専攻の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るための、キャリア教育等必要な教育及び支援を行っているか。 また、教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか（対応する資格等がある場合）。 | ・「研究科規程」 ・大学院要覧 ・委員会議事録 ・時間割 ・シラバス | ・法学研究科・公法学専攻の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るための、キャリア教育等必要な教育及び支援を行っている。 ・教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っている。 ・とりわけ税理士志望の学生については、修士論文を国税庁（国税審議会）に提出し、税理士試験の試験科目が免除されるよう、指導を行っている。 | S | 特になし。 | |
| | | 23 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、研究科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。 | ・「研究科規程」 ・大学院要覧 ・委員会議事録 ・時間割 ・シラバス | ・学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、研究科内の学生への指導体制は適切である。 ・学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。 | S | 特になし。 | |

(4) 教育課程・学習成果

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|--|--|------------------------------------|---|----|-------|------|
| 4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。 | ○研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置 ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等) ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 <修士課程、博士課程> ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施 | 24 シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。 | ・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料、点検結果報告書 | シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各研究科による全科目のシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。 | | ※1と同様 | |
| | | 25 授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。 | | | | | |
| | | 26 研究指導計画を立案し、学生に予め明示したうえで、その計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。★ | ・研究指導計画 ・シラバス | 各教員が研究指導計画をシラバス等に示し、研究科全体の研究計画も作成している。 | S | 特になし。 | |
| | | 27 学生の主体的な学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、専攻が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。 | ・大学院要覧 ・シラバス ・修士論文 | 講義科目の運営は各教員の判断に任せられているが、受講生の人数が各科目少數であることもあり、講義科目においても学生が主体的に参加しながら、講義が進められることが、本研究科では少くないし、とりわけ、論文作成のための研究指導においては、必然的に学生が主体的に課題に取り組んでいる。また、毎年、学生に期待する学習成果の修得につなげるべく指導が行われている。 | S | 特になし。 | |
| | | 28 カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。 | ・大学院要覧 ・時間割 ・シラバス ・委員会議事録 | カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられている。 | S | 特になし。 | |
| | | | | | | | |
| 5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。 | ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ○学位授与を適切に行うための措置 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 | 29 シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。 | | シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各研究科によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。 また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。 | | ※1と同様 | |
| | | 30 他大学の大学院の単位認定を、適切な手続きに従って、合計10単位以下で行っているか。 | ・東洋大学院学則 | 大学院学則において10単位まで認定できることを定めており、各研究科委員会で審議の上で単位認定を行っている。 | | | |
| | | 31 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。 | ・シラバス作成要綱 ・大学院採点登録マニュアル | ・シラバス作成要領にもとづきシラバスを作成し、成績評価基準と評価項目の具体的明示を行っている。 | A | 特になし。 | |
| | | 32 修了要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。 | ・大学院要覧 | | | ※1と同様 | |
| | | 33 学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。★ | ・大学院要覧 | ディプロマ・ポリシーに加え、修士論文・博士論文ともに論文審査基準を学生に周知している。 | S | 特になし。 | |
| | | 34 ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。 | ・大学院要覧 ・審査報告書 ・修士論文 ・博士論文 | ・両者は整合しているし、博士論文の審査および修士論文の審査も公法学専攻の委員全員で行っている。 ・主指導教員と副指導教員が指導を行った論文について、修士論文については公法学専攻の委員全員で審査を行い、また、博士論文については、予備審査を行ったうえで、本審査においては、論文のテーマに応じて、適宜、学外から副査員を依頼して審査を行い、学位授与を行っている。 | S | 特になし。 | |
| | | 35 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。 | | | | | |

(4) 教育課程・学習成果

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および 判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|---|--|--------------------------|--|----|-------|------|
| 6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。 | ○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 ○学習成果を把握及び評価するための方法の開発 『学習成果の測定方法例』 ・アセスメント・テスト ・ループリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・修了生、就職先への意見聴取 | 36 専攻として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。 37 学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、修了時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。 | ・アンケート集計 ・委員会議事録 | 毎年度1回在籍生に対するアンケートを実施しているほか、学位授与式当日に修了生に対するアンケートも行っている。そのほか、12月に研究科長及び各専攻長が面談を希望する学生と大学院生活全般にわたり意見交換を行っている。 | A | 特になし。 | |
| 7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | ○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用(→前項でまとめて確認) ○点検・評価結果に基づく改善・向上 | 38 カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。 39 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。 40 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。 | ・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録 | 公法学専攻の問題に限定せずに研究科全体の問題として、研究科長等研究科執行部を含むワーキング・グループで、適宜問題点の検証を行っている。また、ワーキング・グループでの検討内容については、適宜、研究科委員会において報告が行われており、さらに必要に応じて委員会で審議を行っており、その意味で、責任主体等を明確にしたうえで、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげている。 | A | 特になし。 | |
| | | | ・委員会議事録 ・委員会資料 | ・FD研修会を実施している。 ・博士後期課程の学生の就職支援とあわせ、模擬講義講習会を行い、それを活用して、教員間においても授業での工夫、改善に向けて情報交換を行っている。 ・授業の相互聴講を行い、そこでの意見をまとめ授業改善につなげている。 ・研究科長・専攻長で学生の個別面談を行い、授業内容等について学生の要望を取りまとめ、カリキュラムの運用に活かしている。 | A | 特になし。 | |

(5)学生の受け入れ

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 | | |
|--|--|---|-----------------------------------|--|----|--|-----------------------|--|--|
| 1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。 | ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法 | 41 アドミッション・ポリシーを設定しているか。 | ・ホームページ | 各研究科、専攻において、アドミッション・ポリシーを定めている。 | S | ※1と同様 特になし。 | | | |
| | | 42 アドミッションポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。 | ・大学院要覧 | アドミッションポリシーにおいて、公法学専攻の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準を明らかにしている。 | | | | | |
| | | 43 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。 | ・ホームページ | 全研究科・全専攻において、大学ホームページにて公表している。 | | ※1と同様 | | | |
| 2) 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学者選抜の実施 | ○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学者選抜の実施 | 44 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。 | ・入学試験要項 ・ホームページ ・大学院要覧 | ・入試説明会を実施している。 ・公法学専攻では、アドミッションポリシーに従って適切に入試方式等を設定している。 | S | 特になし。 | | | |
| | | 45 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。 | | | | | | | |
| | | 46 一般入試、推薦入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。 | ・大学院入学試験 実施本部体制 ・出題依頼 ・出向依頼 | ・入試実施において、本部長を学長、実施日責任者を研究科長とした入試実施本部体制を整備し入学試験を実施している。また、入試判定については、研究科委員会において審議・承認を得ている。 ・原則として、論文式試験出題者及び専攻長による面接を実施している。 | | | | | |
| | | 47 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。また責任所在を明確にしているか。 | | | | | | | |
| | | 48 入学者選抜を行ううえで、障がいのある受験生に対し、障がいのない学生と公正に判定するための機会を提供しているか。 | ・入学試験要項 ・ホームページ | 大学院入学試験要項において、受験生に対して受験上の配慮について明記しており、障がい学生の受け入れ態勢を整えている。また、障がい学生への支援については、基本方針(2017.4.1)並びにガイドライン(2018.4.1)を制定(ホームページで公表)し、全学的に取り組んでいる。 | | | | | |
| 3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。 | ○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 <修士課程、博士課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率 | 49 研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50～2.00、博士後期(博士)課程で0.33～2.00の範囲となっているか。★ | ・委員会資料 ・委員会議事録 | 公法学専攻において、2018年5月1日現在、博士前期課程における収容定員に対する在籍学生数比率は0.35である。年度により定員を超過することもあるが適正比率を超えることはない。博士後期課程については、収容定員に対する在籍学生数比率は0.33である。博士後期課程修了者等の就職の問題とも関連しており、検討課題とすることとしている。 | B | 博士前期課程、後期課程とも、定員充足に必要な方策につき、ワーキンググループ及び研究科委員会において議論を進める。 | 2021年度入試に向けて議論を進めている。 | | |
| | | 50 部局化された大学院研究科(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90～1.25の範囲となっているか。★ ※学際・融合研究科 | | | | | | | |
| | | 51 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。 | ・委員会資料 ・委員会議事録 | 公法学専攻において、2018年5月1日現在、博士前期課程における収容定員に対する在籍学生数比率は0.35である。年度により定員を超過することもあるが適正比率を超えることはない。博士後期課程については、収容定員に対する在籍学生数比率は0.33である。博士後期課程修了者等の就職の問題とも関連しており、検討課題とすることとしている。 | | | | | |
| 4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | ○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 | 52 入試の結果を振り返り、アドミッション・ポリシーの適切性を検証し、必要に応じて改善(アドミッション・ポリシーの見直し、入試方式の変更、定員管理への反映等)を行っているか。 | ・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録 | ワーキンググループにおいて、収容定員に対する在籍学生数比率を踏まえ、学生募集および入学者選抜の適切性を検証し、改善に努めている。具体的には、入試科目の検討や、公務員コースのあり方などについて検討している。また、ワーキング・グループでの検討内容については、適宜、研究科委員会において報告が行われており、さらに必要に応じて委員会で審議を行っている。 | A | 特になし。 | | | |
| | | 53 学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。 | ・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録 | ・学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設していないが、ワーキンググループ及び研究科委員会においてその適切性と公平性についての検証を行っている。 ・学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、執行部、ワーキンググループ及び研究科委員会において検証し、改善につなげている。 | A | 特になし。 | 2021年度入試に向けて議論を進めている。 | | |
| | | 54 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。 | | | | | | | |

(6)教員・教員組織

| 評価項目 | 評価の視点 | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|---|---|---|--|--|----|--|----------|
| 1)大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。 | ○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示 | 55 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。 56 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。 57 研究科・専攻の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。 58 研究科・専攻の個性、特色を發揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。 59 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。 | ・「大学院教員資格審査規程」 ・なし | 全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。 研究科内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。 | / | ※1と同様 | |
| | | | ・東洋大学大学院法学研究科教員組織の編制方針 | ・「東洋大学大学院法学研究科教員組織の編制方針」にもとづき、法学研究科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしている。 ・学部の教員採用に際して採用人事についての資格審査委員会(学部)・将来構想委員会に研究科の科長としてメンバーに入り、学部募集の教員について、大学院の担当の可能性を募集条件に入れることを同会議において求めている ・研究者養成をある程度の割合で担うことを目的とする大学院とは異なり、税理士試験の免除申請をめざす学生を主として構成される法学研究科、とりわけ公法学専攻においては、外国人教員による外国語での講義等についての需要は必ずしも多くはないため、慎重に検討を行なうこととした。 ・各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等は明確にはされていない。 | B | とりわけ、各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等は明確に整備が課題である。 | 2019年度中。 |
| 2)教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。 | ○大学全体及び研究科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 | 60 大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。 61 研究指導教員の2/3は教授となっているか。 62 研究科・専攻として、~30、31~40、41~50、51~60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。 63 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。 64 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。 65 研究科の科目担当及び研究指導担当の資格が明確化されているか。 | ・公法學專攻設置申請書 ・大学院設置基準 ・大学院要覧 | ・大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足している。 ・研究指導教員の2/3は教授となっている。 ・公法學專攻においては、~30、31~40、41~50、51~60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていることはない。 | A | 特になし。 | |
| | | | ・公法學專攻設置申請書 ・大学院設置基準 ・大学院要覧 | 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されている。 | S | 特になし。 | |
| | | 64 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。 | ・なし | 専任・非常勤を問わず、資格審査委員会及び教授会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。 | / | ※1と同様 | |
| | | 65 研究科の科目担当及び研究指導担当の資格が明確化されているか。 | ・「大学院教員資格審査規程」 | 全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。 | / | | |
| 3)教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。 | ○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施 | 66 教員の募集・採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。 67 教員の募集・採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。 | ・なし | 原則は基礎となる学部所属となるため、採用・昇格に関しては、研究科独自では実施していない。 | / | | |
| 4)ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。 | ○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用 | 68 研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。 69 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。 70 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。 | ・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料 | 高等教育推進センター主催による新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、平成28年度より「教員活動評価」制度を導入し、教員の教育・研究活動を中心とした自己点検・評価を実施している。 | / | | |
| | | | ・なし | 現時点で、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用できていない。 | C | 教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果の有効活用につき、ワーキンググループ及び研究科委員会において検討を進める。 | 2019年度中。 |
| 5)教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 | ○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 | 71 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。 | ・ワーキンググループ議事録 | 教員組織の適切性を検証するため、責任主体・組織、権限、手続について、教員組織の編成方針を作成し、それに従って検証を行っている。 | A | 特になし。 | |

(11)その他

| 評価項目 | 評価の視点 | | 判断基準および判断のポイント | 根拠資料名 | 現状説明 | 評定 | 改善方策 | 改善時期 |
|---------------------------------------|---------------|----|---------------------------|-----------------------------------|--|----|-------|------|
| 1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。 | 哲学教育 | 72 | 教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。 | ・大学院要覧 ・各修士論文等 | 「哲学」を科目名に明示する科目はおいていないが、個別実定法に係る各科目において、単に制度の解説等が行われているわけではなく、制度の背景にある「哲学」について、教育・研究が行われていることから、十分に哲学教育を推進していると理解している。 | S | 特になし。 | |
| | 国際化 | 73 | 教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。 | ・大学院要覧 ・時間割 ・シラバス | 2017年度よりネイティブ教員による外国語による授業(「legal & political English」)を、新科目として公法私法合併科目として前期課程に置き、多くの学生が受講している。また、多くの法分野において比較法が重要な意味をもつため、演習科目を中心に外国書の原書講読を行う科目も多い。 | A | 特になし。 | |
| | キャリア教育 | 74 | 教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。 | ・シラバス ・修士論文 ・博士課程中間報告会開催案内等 | 公法学専攻の定員の大部分を構成するのは、税理士を目指す学生 であり、これらの学生に対して、如何に研究能力を備えた税理士となるかということを明確に意識させるべく教育を行っている。また、公務員を目指す学生にもしっかりと内容の特定課題論文を作成するよう指導している。 | A | 特になし。 | |
| 2) 研究科・専攻独自の評価項目① | (独自に設定してください) | 75 | (独自に設定してください) | | | | | |
| 3) 研究科・専攻独自の評価項目② | (独自に設定してください) | 76 | (独自に設定してください) | | | | | |
| 4) 研究科・専攻独自の評価項目③ | (独自に設定してください) | 77 | (独自に設定してください) | | | | | |